赤字の修正箇所：内容の変更を伴うもの
青字の修正箇所：内容の変わらない軽微な修正

資料１

第３部　第２期米子市障がい者計画　改正案

１　概要

米子市障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第３項に基づき、国が定める障害者基本計画や鳥取県障がい者プランを基本として、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がい福祉施策に関する基本的な方向性を示す計画です。

２　計画期間

~~支援プラン 2021 の中で、障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示した障がい者計画は、平成 27 年度から令和５年度までの９年間を計画期間として策定したものでした。~~

~~令和６年度からの支援プラン 2024 の策定にあたり、国においても令和５年度からを計画期間とする障害者基本計画（第５次）が策定されたこと等を踏まえ、~~第２期米子市障がい者計画は令和６年度から令和 14 年度までの９年間~~とします~~です。令和９年からの支援プラン 2027 の策定にあたり、時点修正を行います。

~~なお~~今後も、この計画期間中に大きな制度改正や社会情勢の変化があった場合には、計画を見直しながら進めていきます。

3　基本的な考え

障がいのある人や障がいのある児童に関わる施策は、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する、かけがえのない個人として尊重されるという障害者権利条約の理念の下、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を目指して実施される必要があります。

そのためには、障害者権利条約の重要な概念である「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」（Nothing About Us Without Us）の考えの下、障がい当事者が政策決定過程に参画する体制の整備が求められています。

この計画では、このような「共生社会」の実現に向け、障がいのある人が、福祉、教育、医療、雇用などの必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援するとともに、障がいのある人の暮らしや活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くため、米子市が取り組むべき障がいのある人に関する施策の基本的な方向性を定めます。

また、~~平成21年に鳥取県で始まった~~「あいサポート運動」や、~~平成29年に定められた~~「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（あいサポート条例）の理念を踏まえ、本市においても、障がいのない人が障がいの特性を正しく理解し、障がいのある人への配慮や手助けなどの行動をすることで、共に生き生きと生活する社会を思い描きながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

(1) 地域社会における共生

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を確保するための取組や、障がいのある人の社会への参加を制約する社会的なさまざまな障壁を取り除くための取組などの環境づくりを進めます。

これらの取組を進める際には、社会的なさまざまな障壁は、障がいのある人の心身の機能の障がいに起因するのではなく、社会の側にこそ要因があるという社会モデルの考え方に基づき、その環境を改善し、その人らしい生活を保証することを目指し、施策の充実に努めます。

また、障がいのある人の自立と社会参加のため、地域社会においてどこで誰と生活するかについての選択の機会の保障や、手話言語を含む言語やその他の意思疎通のための手段について、自ら選択する機会の確保を図ります。

これらの取組とともに、共生社会の実現のためには、すべての人が、さまざまな障がいの特性を理解し、心のなかにあるバリアを取り除くとともに、障がいのある人が必要とする配慮や手助けなどの具体的な行動をすることによって、障がいのある人とない人

が、共に生きる地域社会にしていくことが必要です。そのため、鳥取県とともに「あいサポート運動」や「あいサポート条例」に基づく取組を進めます。

(2) 差別の禁止

平成 28 年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

障がいを理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供についても規定され、行政機関等は、不当な差別的取扱の禁止及び合理的配慮の提供とも義務となっています。

本市及び関係機関においても、障がいを理由とする差別をしないだけでなく、合理的配慮の提供の実施を徹底することに努めます。

また、合理的配慮の提供については、令和６年４月以降、民間企業においても実施が義務化されるていることを踏まえ、行政機関が中心となり、この取組が広く浸透するとともに、障がいを理由とする差別の禁止について、市民の意識の醸成に向けて、事業者への研修や説明会の開催など、あらゆる機会を通じて啓発を行います。

4　基本的な視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者権利条約の「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考えの下、「インクルージョン[1]」を推進する観点から、障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がいのある人が意思決定過程に参画し、障がいのある人の視点を施策に反映するよう目指します。

条約の締結国に属する自治体の一つとして、国全体や県の動向、当事者の意見も踏まえながら、障がいのある人に対する支援の向上について、必要な取組を速やかに実施します。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の暮らしや活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去に努めることにより、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるように、障がいのある人のアクセシビリティ[2]向上の環境整備を目指します。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策を充実させ、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択することができるよう、情報アクセシビリティの向上を一層推進します。

また、障がいのある人のみを対象とした施策ではなく、周囲の人の理解も必要であることから、同法の普及、啓発に努めます。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

当事者本位、本人中心の支援を実現するためには、適切に意思決定支援を行い、本人の希望に基づいた支援が行われる必要があります。

障がいのある人が各ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

障がい者施策は、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目した上で、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われるものであり、

[1] インクルージョン／全ての障がい者が他の人（障がいのない人）と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する権利を有することを認めるものとし、障がい者がこの権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること。反対語として、排除、排他的などがある。

[2] アクセシビリティ／施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

障がいのある人の家族をはじめとする関係者への支援も重要です。

(4)「親亡き後」への支援

地域生活支援拠点をはじめ、あらゆる施策の充実を図ることで、障がいのある本人、親、家族ともに安心して暮らせる地域づくりを進めます。

障がいのある人だけでなく、介助や支援を行っていた親なども高齢になるなか、世帯全体として支援が必要になる場合や、親などが亡くなった後の、いわゆる「親亡き後」の支援など、複数の分野にまたがる課題がある場合は、米子市総合相談支援センター「えしこに」など、関係する機関と必要な連携を図ることにより、総合的かつ横断的な支援を行います。

(5) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえ、実施するよう目指します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい[3]、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等、さまざまな障がい特性について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を目指します。

[3] 高次脳機能障がい／交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置づけられる。

5　分野別の取組

(1) 安心・安全な生活環境の整備

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし、社会参加を進めていくためには、生活環境の整備が不可欠です。

障がいのある人が、安心して安全に生活できる住環境や移動しやすい環境、アクセシビリティに配慮した施設の整備など、障がいのある人に配慮したまちづくりの推進を通じ、生活環境における社会的障壁（バリア）を取り除き、アクセシビリティの向上を推進します。

本市の総合計画である「米子市まちづくりビジョン」に基づき、障がいの有無に関係なく、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。~~するための体制を整備します。~~

~~また、生活環境の整備は、段差などの物理的な障壁の除去だけでなく、心理的な障壁を取り除くことも重要です。障がいの特性や障がいのある人への理解を深めることが、障がいのある人もない人も暮らしやすい生活環境につながるため、「あいサポート運動」や「心のバリアフリー」を広めるための取組を推進します。~~

→(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止へ

【取組方針】

①　住宅の確保

○市営住宅の新築又は改築を行う際には、建物全体をバリアフリーな設計とするとともに、既存の市営住宅の改修についても引き続きバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人の優先入居についても引き続き実施します。

○障がいのある人をはじめ高齢者や一人親家庭、生活困窮者等の住宅確保要配慮者への支援のため、庁内の福祉部門と住宅部門との連携のもと、令和３年度から家賃低廉化事業を実施しています。令和７年 10 月、~~現在、~~行政だけでなく相談支援事業所や不動産事業者との連携を目的に、米子市居住支援協議会を設立し、~~鳥取県西部自立支援協議会の住宅問題部会において、~~情報交換や各課題への取組を行っています。~~が、~~この会には、より専門的な課題を取り扱うための部会として、障がい部会も設置しており、本市における住宅確保のための協議、連携をする場としてこれらの会~~住宅問題部会~~を活用しながら取組を進めます。

○鳥取県居住支援協議会が実施している「あんしん賃貸支援事業」を活用し、賃借人及び障がいのある人の双方に対する情報提供等の支援を行い、障がいのある人の住宅確保のため、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

○在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするとともに、介護を行う家族等の負担を軽減するため、段差の解消、手すりの取付け等の住宅改良費及び日常生活用具の給付等の助成を行います。

②　移動しやすい環境の整備

〇障がいのある人をはじめ高齢者など、いつでも誰もが安全に快適に移動できるまちを目指し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）及び「米子市バリアフリー基本構想」に基づき、駅やバス停留所などの旅客施設、バス、タクシーなどの車両といった公共交通機関のバリアフリー化を促進するとともに、当該基本構想に教育啓発特定事業等を加え内容の拡充を図ります。~~また、本市が掲げる「歩いて楽しいまちづくり」実現のため、市内のバリアフリー環境の整備に取り組みます。~~　重複するため削除

〇障がいのある人をはじめ、あらゆる人が安心して安全に移動したり、施設を利用できるよう、バリアフリー法に基づき、道路や歩道の段差や勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者用信号機の設置などのバリアフリー化を進め、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進し、本市が掲げる「歩いて楽しいまちづくり」の実現を図ります。

〇ハード整備（施設整備）だけでなく、安全な通行の妨げとなる歩道の放置自転車や看板を無くす取組も、引き続き地域と協力しながら進めるなど、市民の障がいへの理解と障がいのある人への配慮について、啓発を図ります。

〇移動のための支援として、低所得世帯の重度障がいのある人に対し、タクシーチケットを交付するとともに、就労や社会参加が見込まれる障がいのある人に対し、自動車運転免許取得費用や自動車改造費用を助成します。

③　アクセシビリティに配慮した施設の推進

〇市の施設の新設・改修に当たっては、平成 28 年３月に策定した「米子市公共施設等総合管理計画」に従い、「バリアフリー法」や令和４年に改正された「鳥取県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいて、障がいの有無にかかわりなく誰もが利用しやすい施設整備を促進します。

〇施設整備の際には、~~計画設計の段階から、~~整備計画を立てる際や実際に整備を行う際など、さまざまな機会を捉えて障がいの当事者の意見を聞~~き~~く場を設け、障がいのある人たちの意見が反映された高度なバリアフリー施設の整備を目指します。

〇施設における表示や標識等は、ふりがなやピクトグラム[4]を表記するなど、バリアフリー化を進めるとともに、機器等においてもユニバーサルデザイン[5]に配慮した、誰もが使いやすい製品等の設置に努めます。

~~④　障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進~~

~~〇障がいのある人をはじめ、あらゆる人が安心して安全に移動したり、施設を利用できるよう、バリアフリー法に基づき、道路や歩道の段差や勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者用信号機の設置などのバリアフリー化を進め、障~~

[4] ピクトグラム／意味するものの形状を表す際に、文字や音を用いず、視覚的な図記号で表現するコミュニケーションツール。言語や年齢、状況による制約を受けずに、多くの人に情報伝達することが可能となるもの。

[5] ユニバーサルデザイン／施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

~~がいのある人に配慮したまちづくりを推進し、本市が掲げる「歩いて楽しいまちづくり」の実現を図ります。~~　⇒②に移動

~~㈠本市の総合計画である「米子市まちづくりビジョン」に基づき、障がいの有無に関係なく、誰もが住みやすいまちづくりを推進するための体制を整備します。~~

⇒基本的な考えに移動

~~㈡ハード整備（施設整備）だけでなく、安全な通行の妨げとなる歩道の放置自転車や看板を無くす取組も、引き続き地域と協力しながら進めるなど、市民の障がいへの理解と障がいのある人への配慮について、啓発を図ります。~~　⇒②に移動

~~⑤　あいサポート運動等の推進~~

~~㈠多様な障がいの特性や障がいのある人への配慮を理解することで、障がいのある人もない人も、お互いに助け合い、できる範囲で可能な支援を行うことで、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるため、鳥取県とともに「あいサポート運動」を推進します。~~

~~○外見では配慮や支援の必要性がわからない内部障がいのある人などのため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」の普及と啓発を図ります。また、令和３年６月１日から配布が始まった、援助や配慮が必要な方がいざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするために携帯する「ヘルプカード」についても、配布を行うとともに、普及と啓発に努めます。~~

⇒(4)③ に移動

(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

【基本的な考え】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、その人にあった方法で、必要な情報を得ることができる環境を整備することが重要です。

障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成や確保に取り組み、福祉サービスの充実を図ります。

【取組方針】

① 情報提供の充実

○市の広報誌の点字版や音声版の配布を行うとともに、市の公式ホームページに「やさしい日本語」変換ツールを導入するなど、引き続き、ウェブアクセシビリティ[6]の確保を図り、障がいのある人、高齢者、パソコンの操作に不慣れな人など、だれもが使いやすく、必要な情報を入手しやすいホームページづくりを進めます。

② 意思疎通支援の充実

○障がいのある人が地域で暮らし、社会参加をするためには、コミュニケーション手段の確保が重要です。聴覚、言語機能、音声機能、視覚の障がい、失語により意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者をはじめ、点訳・朗読奉仕員等の派遣を行うとともに、知的、発達、高次脳機能の障がいにより意思疎通に支障がある人については、個々の障がいの特性に応じた方法により、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

○みえない・みえにくい人やきこえない・きこえにくい人との交流活動の促進や、コミュニケーションを支援するため、市では手話奉仕員、点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成するための研修事業等を、委託事業により実施するとともに、県が実施する手話通訳者や要約筆記者の養成研修とあわせて、意思疎通支援を行う人材の育成を図ります。

○平成 31 年３月に施行した「米子市手話言語条例」や令和７年６月に施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」に基づき、９月２３日の手話の日、手話言語の国際デーに合わせて、公共施設のブルーライトアップを行うなど、手話言語に対する理解及び普及をはじめとする具体的な各種施策の推進に取り組み障がいの有無に関わらずすべての市民が共生できる地域社会の実現を目指します。

○障がいの特性により発声や発語に障がいのある人には、日常生活用具の会話を補助する用具の給付を行うとともに、重度の身体等の障がいや難病により意思疎通に支障がある人に対しては、補装具費で重度障害者用意思伝達装置の支給を行うなど、障がいの状態に応じた意思疎通の支援を行います。また、これらの用具については、新たな種目の給付対象化や、給付補助基準額の引き上げについて、随時見直しの検討を行います。

○令和４年に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

[6] ウェブアクセシビリティ／誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

に基づき、障がいの有無を問わず誰もが同じように情報を受け取ることができる環境整備に向けた取組を行います。その際には、みえない・みえにくい人やきこえない・きこえにくい人だけでなく、知的や発達、高次脳機能障がいなどにより意思疎通に支障がある人に対する情報提供の方法についても充実に取り組みます。

③　行政情報のアクセシビリティの向上

○障がいのある人を含むすべての人が利用しやすい行政情報の提供の充実に取り組み、障がいのある人自身が確認できるよう、手話言語、点字、音声、拡大文字等での情報提供を行います。

○ファクシミリ番号の記載、音声コードの添付、通知への点字シールの貼付など、障がいのある人に配慮した行政文書の作成に努めます。

○知的障がい、精神障がい等の障がい特性を踏まえ、わかりやすい表現の使用やふりがなを表記するなど、障がいのある人が理解しやすいパンフレットや説明資料等の作成に努めます。

(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進

【基本的な考え】

これからのまちづくりにおいて、市民の「安心・安全」の確保は大きな課題であり、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、安全に生活することができるよう、障がい特性に配慮した支援を行うことにより、災害や犯罪等による被害の未然防止に努める必要があります。

災害が起こったときには、障がい特性に配慮した緊急通報や情報伝達により、避難支援、避難所の確保や避難所での合理的配慮の提供、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、環境の整備を進めます。

また、障がいのある人が、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないようにするための取組を推進します。

【取組方針】

① 防災対策の推進

○平成 29 年９月に施行されたあいサポート条例に、「災害時における障がい者の支援」について市町村の役割が明記されました。

○災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合には、障がいのある人に確実に情報が伝わるよう、障がい特性に配慮した伝達方法の体制整備を進めます。

○現在の音声による防災行政無線に加え、音声放送が聞きづらい場合に電話で内容が確認できる「緊急通報テレホンサービス 0120-310-475」や、米子市ホームページでの防災行政無線情報の掲載サービスを広く周知するとともに、文字情報による緊急速報メール等の活用など、伝達方法の充実に取り組みます。

○防災情報の伝達方法として、みえない・みえにくい人に対しては、防災行政無線で放送された内容をほぼ同時にＦＭ電波で市内全域に発信できるシステムを構築し、その受信機である米子市防災ラジオを希望する対象者に貸与しています。また、きこえない・きこえにくい人に対しては、ファクシミリやメールの一斉送信による情報伝達を実施~~しい~~ます。

○~~災害に強い地域づくりのため、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の作成支援を行うとともに、令和５年３月に「米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例」を制定しました。今後、この条例に基づき、災害時に配慮が必要な障がいのある人の「逃げ遅れゼロ」のため、具体的な取組を実施していきます。~~

○令和５年３月に制定した「米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例」に基づき、避難行動要支援者名簿に記載されている方のうち、同意が得られた方については、個別避難計画の作成支援を行い、実際の災害が発生した際には、市、地域の支援者などの連携により、確実に避難ができるよう取り組んでいきます。

○防災・避難訓練等に障がいのある人や事業所が参加し、防災意識の向上と避難方法の確認を進めます。

○台風、地震などの災害により被災した際の復興施策の企画・立案については、障がいのある人やその家族の参加を促し、地域全体のまちづくりの推進及び情報共有を図ります。

○各事業所においては、台風や地震などの自然災害や、火災などの緊急事態や危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できるようＢＣＰ（事業継続計画）を策定しておくことが~~重要となっており、~~令和６年度から~~その策定が~~義務化され~~ます~~ています。特に障がいのある人の生活を支えるサービス提供事業所においては、事業所としての事業継続性の他に、利用者へのサービス提供体制の継続についても考慮する必要があり、自然災害だけでなく、感染症対策を含め、ＢＣＰの必要性について各事業所や法人への周知を図ります。

②　緊急通報・避難体制の整備

○災害が発生した場合やその恐れがある場合、障がいのある人は、障がいへの理解不足などにより不利益な立場となることが多いため、地域での障がい理解について啓発を進めます。

○避難所では、障がい特性に配慮した情報保障等、必要な合理的配慮の提供ができるよう、避難所の運営体制の整備を進めます。また、障がいのある人の受入れに必要な資機材の確保や、非常電源の確保等の環境整備を進めます。

○各種感染症への対応については、障がいのある人は重症化リスクが高いなど特に配慮や支援が必要なことを踏まえ、避難所の分散、避難所での配慮について、適切な支援ができるよう体制整備を進めます。

○福祉避難所は、市が福祉施設等と協定を結び設置していますが、障がい特性等により一般避難所での避難生活が困難な人の受入れ方法や物資の確保など、具体的な運営や支援体制について取組を進めます。

○きこえない・きこえにくい人や発語に障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が行っている「ＦＡＸ119 番」や「Ｎｅｔ119 緊急通報システム」、鳥取県警が実施している「メール 110 番」、「ファクシミリ 110 番」の制度について、障がいのある人への周知を図ります。

③　防犯対策の推進

○見守りや声かけなど地域での協力体制と、行政や警察、障がい者団体、福祉施設や事業所等とが連携することで、犯罪被害や消費者トラブルの防止と早期発見に努めます。

○~~きこえない・きこえにくい人や発語に障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県警が実施している「メール 110 番」、「ファクシミリ 110 番」の制度について、障がいのある人への周知を図ります。~~　②にまとめる

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的な考え】

すべての人が、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障がいを理由とする差別の解消や障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るための取組が重要です。

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、市は、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を市の責務として実施していくとともに、市民や事業者への啓発を行い、幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を実施します。

また、障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく相談や紛争解決のための手続きを県や関係団体と連携しながら進めていくとともに、成年後見制度を含めた権利擁護の取組を積極的に進めていきます。

障がいの特性や障がいのある人への理解を深めることが、障がいのある人もない人も暮らしやすい生活環境につながるため、「あいサポート運動」や「心のバリアフリー」を広めるための取組を推進します。

【取組方針】

①　障がいを理由とする差別の解消の推進

○障害者差別解消法、あいサポート条例、~~米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例~~人権尊重のまち米子市をつくる条例に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人に対する合理的配慮の提供がなされることで、障がいを理由とする差別がなくなるよう、市民や事業者への啓発や広報活動を行います。令和６年４月~~にほ~~以降、合理的配慮の提供が民間企業においても取組が拡大~~するため~~したため、あいサポーター研修だけでなく、事業者への研修や説明会の開催などの方法で啓発を行い、その推進に努めます。

○障がいのある人自身が、自分にどのような権利があるのか、何が差別で、何が合理的配慮なのか等を理解できるように取組を行います。

~~㋑市は、「あいサポーター」研修等を通じて、障がいの特性を理解し、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を行うとともに、環境の整備を進めます。~~　↓③へ

○障がいを理由とする差別についての相談があった場合には、県の障がい者差別解消相談支援センター[7]と連携して対応します。

②　権利擁護の推進と虐待の防止

○障がいのある人や高齢者の権利擁護に関する相談窓口については、市の中核機関として米子市総合相談支援センター「えしこに」が担当するとともに、「西部後見サポー

[7] 障がい者差別解消相談支援センター／あいサポート条例第 13 条第１項の規定に基づき、県が設置する障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がいを理由とする差別の相談に応じるとともに、相談者への支援を行うための窓口。県内に３か所あり、西部地域は鳥取県西部総合事務所内に置かれている。

トセンター うえるかむ[8] 」を、西部圏域の市町村と共同で、委託により運営しており、成年後見制度の利用を含む権利擁護の取組を進めます。

○障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、本人の意思決定を支援し、成年後見制度の利用など、本人の権利擁護のための取組を推進します。

○成年後見制度の利用拡大のため、法人後見活動支援を行うとともに、鳥取県西部圏域の市町村と連携して市民後見人の養成を進めます。

○申立人が存在しないなど、後見制度の利用が困難な障がいのある人については、市長が後見人の選任を求め、家庭裁判所に申立てを行うことにより障がいのある人の権利擁護を図ります。

○障害者虐待防止法に基づき、障がい者支援課内に設置している「米子市障がい者虐待防止センター」では、障がい者虐待にかかわる通報や相談を受けた場合、速やかに事実確認や当事者の保護などの対応を県とも連携して行い、障がいのある人の尊厳や権利を守ります。また、県が行う障がい福祉サービス事業所等への指導監査とも連携して、障がい者虐待の未然防止の取組を進めます。

○養護者や事業所における障がい者虐待に関する相談や事案があった場合は、県や他の市町村、西部後見サポートセンター うえるかむ等の関係機関と連携し、虐待被害からの救済を図り、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。

③ あいサポート運動等の推進

○市は、「あいサポーター」研修等を通じて、障がいの特性を理解し、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を行うとともに、環境の整備を進めます。

○多様な障がいの特性や障がいのある人への配慮を理解することで、障がいのある人もない人も、お互いに助け合い、できる範囲で可能な支援を行うことで、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるため、鳥取県とともに「あいサポート運動」を推進します。

○~~障がいのある人をひとくくりで見るのではなく、その人自身を見て接すること~~障がいの有無や障がいの特性だけで捉えるのではなく、一人一人を尊重し、その人自身を理解して関わることを基本とし、すべての人が、多様な障がいの特性や障がいのある人についての理解を深め、その特性に応じた配慮や手助けなどができるようになることを目指し、市民への「あいサポーター研修」をはじめとする学習機会の提供や啓発を推進します。

○外見では配慮や支援の必要性がわからない内部障がいのある人などのため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」の普及と啓発を図ります。また、~~令和３年６月１日から配布が始まった、~~援助や配慮が必要な方がいざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするために携帯する「ヘルプカード」についても、配布を行うとともに、普及と啓発に努めます。

[8] 西部後見サポートセンター うえるかむ／虐待、消費者被害、財産・金銭管理、成年後見制度等の利用等、高齢者や障がい者のさまざまな権利擁護に関する総合相談窓口。米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にある。

ヘルプマーク



配布しているヘルプマーク

ストラップ型



ピンバッジ型



ヘルプカード



(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的な考え】

障がいのある人や障がいのある児童及びその家族が、住み慣れた地域で安心して、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい特性や医療的ケアの必要性の有無など一人~~ひとり~~一人の心身の状態や生活実態、家族の状況を踏まえた適切な支援を受けることができるようにすることが重要です。

そのため、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある児童への支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、福祉関係機関と、保健、医療、保育、教育等の各関係機関とが連携し、支援体制の充実を図ります。

また、施設入所者や長期入院している者などの地域生活への移行を推進し、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、必要な時に必要な福祉サービスを受けることができるよう取組を進めます。

さらに、自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しても、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定の支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づいて必要な支援を受けることができる体制を目指します。

【取組方針】

① 意思決定支援の推進

○自ら意思を決定することが困難な障がいのある人の意思決定支援については、本人の自己決定を尊重する観点から、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン[9]」に基づき、本人を取り巻く家族や支援者などが、意思形成や意思表明の支援等、十分な意思決定支援を行うことが極めて重要です。

~~○本人の意見や意思を受け止め、本人の希望する生活を送ることができるよう、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。~~（4）②の内容と重複するため削除

② 相談支援体制の構築

○障がいのある人の個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画の作成を行い、支援の必要性に応じた適切なサービスの提供に努めます。

○すべての障がいのある人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の増加のために、新規に事業所を立ち上げたり、相談支援専門員の増員を行った事業所に対して、県と協調して補助を行うなど、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。

○地域における相談支援が円滑かつ効果的に提供できるよう、市が委託している「相談

[9] 障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン／平成 29 年３月に国が作成した、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめたもの。

支援事業所」の周知に努めるとともに、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用支援のみならず、生活全般にわたる必要な情報提供等ができるよう、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

○平成 31 年４月に設置した相談支援の中核的機関である「米子市障がい者基幹相談支援センター」において、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的に行い、本市における相談支援体制の充実を図ります。

○地域のあらゆる人が役割を持ち、いきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を視野に入れ、地域住民や地域に関わる多様な主体が世代や分野を超えて協働する取組を進めていくため、本市では「重層的支援体制整備事業[10]」を実施しています。

○~~その取組の一つとして~~令和４年４月、米子市総合相談支援センター「えしこに」を開設し、地域課題の解決に向けた地域力の強化と、包括的な相談支援体制の構築に一体的に取り組~~んでいきます。~~むとともに、障がい当事者の抱える問題だけでなく、近年増加傾向にある家族全体への対応も行い、庁内の関係部署や他の支援機関との連携をさらに強化しながら取組を進めます。

~~○米子市総合相談支援センター「えしこに」では、近年増加傾向にある障がい当事者の抱える問題だけでなく、家族全体への対応も行っており、今後も庁内の関係部署や他の支援機関との連携をさらに強化しながら取組を進めます。~~　⇒上とまとめる

○障がいのある人のさまざまな課題に対し、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークの中心的役割を担っている「鳥取県西部障害者自立支援協議会」において、関係機関等との連携及び支援体制の充実に取り組みます。また、本市特有の課題については、「米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会」において協議し、必要な取組を行います。

○障がいのある人の家族は、日常生活上の介護等の負担があるばかりでなく、地域での障がいへの理解不足等のため、精神的な負担も大きい実態があることを踏まえ、家族を支援するための体制整備に努めます。

○障がいのある人・家族同士が行う援助として、有効かつ重要な手段であるピアカウンセリング、ピアサポート等 の当事者等による相談活動について、充実に努めます。

③　地域移行支援、在宅サービス等の充実

○施設入所者や長期入院している者等の地域生活への移行を推進するため、~~在宅の障がいのある人の個々の実態やニーズに応じた、~~在宅での日常生活や社会生活を営む上で必要なサービスの提供体制の充実に取り組みます。

○長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう取組を進めます。

○長期入院中の精神障がいのある人や長期の施設入所中の人の地域生活への移行については、米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて取り組んでおり、今後も鳥取県

[10] 重層的支援体制整備事業／市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。社会福祉法に基づき令和３年４月に創設された。

や相談支援事業所等と連携のうえ、退院や退所の働きかけを進めるとともに、地域での生活の支援体制を整備します。

○地域移行を進めるため、地域生活支援コーディネーターを配置する等、地域生活支援拠点等を整備することで、施設や親元で生活し、それまで障がい福祉サービスや支援者と繋がっていなかった障がいのある方が、グループホーム、一人暮らし等へ生活の場を移行しやすい環境を整備します。

○在宅の障がいのある人へのサービス提供体制の充実に取り組むことが、障がいのある本人だけでなく、その家族の方の負担軽減にもつながるという考えに基づき、引き続き体制整備に努めます。

○常時介護を必要とする障がいのある人が、地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。

○地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活や社会参加を行うために必要な支援として、居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービスの提供を行うとともに、短期入所や日中活動の場の確保を図り、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、外出のための行動援護、同行援護、移動支援など、さまざまな障がい福祉サービスの提供体制の整備を促進します。

○障がいのある人が希望する居住形態はさまざまであり、多様な居住の場の確保が求められています。地域における居住の場の一つである、日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活するグループホームについては、適切な規模での整備を促進します。

○重度の障がいや行動障がいの状態にある人が利用できるグループホームが不足しており、また、通過型など多様な形態の居住の場や、障がい特性等を踏まえた支援も求められていることから、引き続き整備に努めます。

○各種感染症への対応を踏まえた障がい福祉サービスの提供については、利用者の感染防止と事業所内での感染拡大防止の観点から、障がいのある人の特性やその家族の状況に応じた柔軟な取扱いについて、国や県の動向を踏まえて対応し、利用者が継続してサービスを利用することができる体制の整備に努めます。

一方、事業所に対しても、支援員の感染防止はもとより、サービスが継続して提供できるよう支援します。

④　障がいのある児童及び家族に対する支援の充実

○障がいのある児童とその家族が、地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青年期等のライフステージに応じた、途切れることのない支援の提供体制の整備を進めます。主な取組として、発達の課題に気づき、必要な支援が引き継がれるよう「５歳児健診」を実施し、妊娠期から子育て期までの悩みや困りごとに関する相談に応じて、適切な相談・支援機関につなぐ「こども総合相談窓口」を開設しており、その取組の中で、発達に課題のある子どもとその家族に対する切れ目ない支援を目指します。

○インクルーシブな社会の実現に向けて乳幼児期から本人、家族の希望に沿って障がいのない児童とともに保育や教育が受けられるよう、庁内のこども総本部、教育委員会

とも連携し、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等の環境整備に努めます。

○在宅の障がいのある児童に対し、居宅介護や短期入所等の福祉サービスの提供及び児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援、日中一時支援等の適切な支援を行い、在宅生活の充実を図ります。

○在宅で生活する重症心身障がい児について、情報提供や相談支援等によりその家族を支援するとともに、重症心身障がいにも対応した短期入所等の障がい児福祉サービスの確保を促進します。

○医療的ケアが必要な児童が、地域において包括的な支援が受けられるように、鳥取県西部障害者自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者支援部会を設置し、学校・保育園、医療、福祉等の関係機関の連携を推進します。

○新生児訪問等を通じて、子どもの発達に不安があったり、障がいがあるとわかった家族に対し、障がいについての情報や医療機関、福祉制度や各種のサービス、教育等に関する情報の提供方法を検討し、家族の不安解消や子どもの発達への支援に努めます。

⑤　障がい福祉サービス等の質の向上等

○障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障がい児福祉サービス等が円滑に実施され、利用者の処遇が適切になされるとともに、違法又は不適切な事業の実施がなく、障がい福祉サービス事業所の質の向上及び自立支援給付の適正化が図られるよう、県と連携し、随時又は定期的に障がい福祉サービス事業所に対し、各種法令や通知等について周知するとともに、指導及び監査を行います。

○障がいのある人が、ニーズにあった適切な障がい福祉サービス等を利用することができるよう、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所及び医療機関等の関係者が連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

⑥　障がい福祉を支える人材の育成・確保

○障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の障がい特性を理解した専門的技術及び知識を有する人材の確保と、資質の向上を図ります。

○利用者のニーズに対応するため、障がい福祉サービスの従事者の確保を促進するとともに、従事者の資質の向上を図るため、「鳥取県障がい福祉人材育成ビジョン」の周知と活用を図るとともに、養成講座や研修会への参加の促進を図ります。

○福祉人材の確保と育成については、適切なサービス提供体制の確保のためにも喫緊の課題であることから、県や事業所と連携のうえ、課題解決に向けて取り組みます。

○適切なサービスが提供できるよう、法人や施設等の事業者に対する障がい特性等の理解の促進や法令順守の意識の醸成について、県と連携して推進を図ります。

(6) 保健・医療の推進

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、身近な地域において、保健や医療を受けることができる体制を整備することが重要です。

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を可能な限り地域で行うとともに、入院中の精神障がいのある人の早期退院及び地域生活への移行を推進し、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に取り組みます。

また、障がいのある人が、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

【取組方針】

① 精神保健・医療の適切な提供等

~~○入院中又は施設に入所中の精神障がいのある人の早期退院及び地域生活への移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障がいのある人が地域で生活できるよう、相談支援や地域移行支援等のサービスの提供体制の整備に努めます。~~

~~○長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう取組を進めます。~~

~~【再掲】~~　（５）③と重複するため削除

○精神障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で生活できるよう、県や市、相談支援事業者や医療機関が連携し、精神保健福祉に関する相談への対応や訪問支援体制の充実を図り、精神障がいのある人のニーズに応じた、適切なサービスの提供に努めます。

○市の保健師による相談対応や家庭等への訪問により、精神障がいのある人やその家族について、地域での生活はもとより入院中や退院後における支援を行います。

② 保健・医療の充実等

○障がいのある人が地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療との連携や相談・支援のための体制等の充実を図ります。特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防について配慮します。

○本市では高齢者のフレイル対策に取り組んでいますが、障がいのある高齢者が各種予防プログラムの実践を希望する際には、それぞれの障がい特性に配慮し、フレイル対策担当部署と連携しつつ取り組みます。

○障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療））の助成を行うとともに、特別医療費制度の適切な給付を行い、~~ます。この取組として、令和３年度から精神障害者保健福祉~~

~~手帳２級、３級の方へ本市独自の特別医療制度を開始しました。~~今後も継続して医療費の負担軽減を図ります。

○質の高いサービスを求めるニーズに応えるため、さまざまな場面や対象者に対応することができる福祉事業従事者の確保と資質の向上に努めます。

③　難病、高次脳機能障害に関する保健・医療の推進

○難病、高次脳機能障害の人が安心して地域で生活できるよう、県や鳥取県難病相談・支援センター、鳥取県高次脳機能障がい者支援センター、医療機関と連携しながら、支援の充実を図ります。

④　障がいの原因となる疾病等の予防・治療

○障がいやその原因となる疾病等を早期に発見し、適切な治療やリハビリテーションを行うことによって、疾病等の治ゆ、障がいの軽減、二次障がいの防止などを図るとともに、障がいのある児童の早期療育を推進します。

○聴覚障がいは、早期に発見され適切な支援を行うことで、音声言語発達等をはじめ、児童の発達に関する全般的な面での影響が最小限に抑えられることから、すべての新生児が新生児聴覚検査を受けることができるよう支援します。

○妊産婦健康診査、乳児及び幼児に対する健康診査等により、障がいの早期発見に努め、専門医療機関、相談支援機関等との連携を強化することによって、障がいのある児童の療育等について、適切な支援を行うことができる体制づくりを推進します。

○糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進を図るとともに、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

(7) 行政サービス等における配慮

【基本的な考え】

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるよう、あらゆる行政手続きにおいて、必要な環境の整備や障がい特性に応じた方法を用いる等の合理的配慮の提供を行う必要があります。このことは、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく障がい者による情報の取得、利用並びに意思疎通に係る施策の充実、必要な情報への円滑なアクセスの実現などの項目にも掲げられています。

これらの実現のためには、市職員が率先して障がい特性を理解し、窓口等における配慮を徹底するとともに、行政情報を提供するときは、障がい特性に配慮した方法による情報保障の取組を進めます。

【取組方針】

① 職員研修の実施

○本市は、平成 26 年度に鳥取県のあいサポート企業（団体）の認定を受けており、今後も、障がいの特性や障がいのある人に対する理解を深めるため、「あいサポーター」研修を継続して実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。

○障害者差別解消法について職員研修を継続して実施し、市の事務事業の実施に当たっては、障がいのある人が必要とする合理的配慮の提供を行うとともに、環境の整備に努めます。

○障がいのある人、高齢者、子どもや生活困窮者等の支援に共通した基礎的支援の方法として有効な、非言語的コミュニケーション、受容・共感・傾聴などの対人援助スキルの習得と実践に努めます。

○きこえない・きこえにくい人とのコミュニケーションができるよう、職員の手話言語や筆談スキルの習得など、障がい特性を踏まえた多様な意思疎通方法への理解を深め、~~筆談その対応等~~、障がいに応じたコミュニケーションができるよう、あいサポーター研修等を通じて、職員の資質の向上を図ります。

~~○職員自らが、きこえない・きこえにくい人とのコミュニケーションができるよう、職員の手話言語や筆談スキルの習得を支援します。~~　⇒上とまとめる

② 窓口等における配慮

○窓口等においては、知的障がいや精神障がいのある人には分かりやすい説明や表現を行うとともに、みえない・みえにくい人やきこえない・きこえにくい人、盲ろう者には障がい特性に配慮した対応を行うなど、障がいのある人への配慮を徹底します。

○市は、手話通訳者を配置し、窓口等におけるきこえない・きこえにくい人の意思疎通を支援します。

○市の施設の窓口には、全日本ろうあ連盟が推奨する手話マーク、筆談マークの設置等を行い、職員の意識の向上と障がいに配慮した対応により、だれもが利用しやすい施

設となるよう努めます。

③　選挙等における配慮

○障がいのある人の投票に支障がないよう、選挙に係る通知等の情報保障を図るとともに、投票所のバリアフリー環境の整備や職員による投票所内での介助など、合理的配慮の提供を行います。

○~~県選挙管理委員会が指定した病院、障がい者入所施設等での投票や、~~在宅の重度身体障がい者が、~~自宅で~~郵便により投票を行うことができる不在者投票の制度について~~の~~周知を図ります。また、申請に基づき県選挙管理委員会が指定する病院、入所施設での投票についても、関係機関と連携を図りながら整備に取り組みます。

(8) 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域の中で、自立した生活を営むためには、就労への支援が重要です。

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労する場の確保や環境づくりを進めます。

また、就労促進のみならず、年金や諸手当の受給、経済的負担の軽減等により、障がいのある人の経済的自立を支援します。

【取組方針】

① 総合的な就労支援

○鳥取県西部障害者自立支援協議会のネットワークなどにより、ハローワーク米子、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター[11]、特別支援学校など、地域の関係機関が連携して、障がいのある人の就労促進及び就労定着に取り組みます。

○福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所等の就労系サービスの充実を図ります。

○障がい福祉サービスの利用を経て一般就労をした障がいのある人に対しては、障害者就業・生活支援センターの定着支援員による支援や、県が設置する障がい者職場定着推進センター[12]のジョブコーチによる本人・企業への支援、就労定着支援等を通じて、職場定着と離職の防止を図ります。

○ハローワーク米子、市及び経済団体で構成する「雇用・就業支援対策に関する情報交換会」を通じ、連携して、雇用・就業支援対策の推進、強化に努めます。

② 経済的自立の促進

○障がいのある人が、地域で自立した生活を営むため、雇用や就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せのもと、経済的に安定した収入が確保されるよう、年金の受給に関する制度の周知や、障がいのある人に係る各種手当の支給、障がい福祉サービスの利用者負担の軽減等により、経済的自立を支援します。

③ 障がい者雇用の促進

○障がいのある人の一般就労を促進するため、ハローワーク米子などの雇用関係機関と

[11] 障害者就業・生活支援センター／障がいのある人の暮らしや仕事について、一体的な支援を行い、就職や職場定着に関する相談支援や、日常生活や地域生活についての助言を行う。県内に３か所あり、西部地区には、「障害者就業・生活支援センター しゅーと」がある。

[12] 障がい者職場定着推進センター／障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者本人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する機関として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する「鳥取障害者職業センター」（鳥取市）の県版として、鳥取県が中部・西部地区に設置している。西部地区には、「障がい者職場定着推進センター あしすと」がある。

協力して、障がい特性や障がいのある人への事業所の理解を図り、雇用拡大について啓発を行います。

○障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成について、平成 30 年４月から精神障がいのある人の雇用が義務化されたことを踏まえ、精神障がいや発達障がいのある人を含む障がいのある人の雇用について、事業所の理解と協力を求めます。

○市は、障がいのある人の雇用を推進していく立場であることを踏まえ、障がいのある人の計画的な採用により、法定雇用率の達成を継続していくとともに、障がいのある人の適性に応じた働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

④　障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

○障がいのある人の能力や特性に応じた就労を支援するため、障がいのある人のニーズを踏まえ、多様な働き方を選択できる環境の整備に努めます。

○精神障がいや発達障がいのある人の雇用の拡大と職場定着のため、就労支援機関や医療機関と連携を図り、特性に応じた支援を進めます。

○令和７年に就労選択支援が創設されたことを踏まえ、障がいのある方が就労先を選択する際、就労アセスメントを活用して、ご本人の希望や能力に基づき、一般就労と福祉的就労を適切に選択できるよう支援する体制を構築します。

⑤　福祉的就労の底上げ

○市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達について目標値を定めて優先的に行い、就労継続支援事業所等の受注機会の拡大を図ることにより、工賃等の向上につながる取組を進めます。

○障がい者就労施設等で製作した製品等の販売を行う福祉の店の運営支援、市役所職員や来庁者へのＰＲなどの利用促進を継続して行います。

(9) 教育の充実

【基本的な考え】

障がいのある児童・生徒が、障がいのない児童・生徒と共に学ぶことができ、本人の障がいの~~特性や程度に~~状態や教育的ニーズに応じた、適切な方法により教育を受けることができるようにすることが重要です。

障がいのある児童・生徒が、就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援が受けられるよう、指導内容等に関する情報を関係機関で共有するとともに、学校、福祉や保健、医療などの各分野と連携を図りながら、障がいのある児童・生徒一人~~ひとり~~一人のニーズに応じた支援を行います。

一方、障がいのない児童や生徒、大人が、障がいの特性や障がいのある人への理解を深め、障がいの特性に応じた必要な配慮ができるよう、学校、地域において障がいを理解するための学習機会の提供や啓発を進めます。

【取組方針】

① 学校教育の充実

○学校教育においては、障がいのある児童・生徒の特性に応じた合理的配慮を行い、障がいの有無にかかわらず~~共に教育を受けることができるよう~~、可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の充実を図り、インクルーシブ教育の実践に努めます。

○通常の学級を含むすべての学びの場において、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえ、分かりやすい授業づくりや学習環境の整備など、すべての児童・生徒にとって学びやすい教育環境づくりを進めます。

○適切な教育支援のため、本人及び保護者との早期からの教育相談などを行い、本人・保護者の~~意見~~意向を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会・学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図りながら、適切な教育支援を行います。

○就学に際しては、障がいのある児童・生徒が十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供及びその基礎となる環境整備に努めます。また、将来の自立や地域生活を目標に置いた進路指導や個別支援を行います。

○特別支援教育について、~~児童・生徒の障がいの種類や程度、能力や適性を的確に判断し~~一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意向等を踏まえ、個別の支援を必要とする子どもたちの自立や社会参加に向け、~~児童・生徒の取組を主体的に支援します~~児童・生徒が自らのよさや可能性を生かしながら、将来の自立と社会参加に必要な力を身に付けることができるよう支援します。また、多様な学びの場の充実を目指し、~~校内支援体制の整備や個別の指導計画等の活用を図りながら~~校内支援委員会を中心とした組織的な支援体制の充実を図るとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、継続的な教育支援を行います。

○通級指導教室で学習する児童や生徒が、~~進級や小学校、中学校へ進学する場合には~~進級や進学等に際しては、~~職員や学校間での連携を図り~~校内及び学校間で情報共有や引継ぎを行い、児童・生徒の障がいの特性や個々の状況を踏まえた適切な指導が継続す

るよう取り組みます。

○通級指導教室の設置について、県教育委員会と連携を図り、指導が必要な児童・生徒が、一人~~ひとり~~一人のニーズにあった適切な指導を受けることができるよう、環境の整備に努めます。

○障がい福祉サービスや障害児通所支援を利用するなど、福祉的なニーズを有する児童・生徒については、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等との連携を図り、一人~~ひとり~~一人の発達を支援します。また、医療的ニーズのある児童・生徒に対しても同様に関係機関と連携します。

②　教育環境の整備

○適切な教育支援を行うには、すべての教職員が特別支援教育に係る基本的な知識・技能~~等を身につけることが重要であり~~を身につけ、通常の学級を含むすべての学びの場において適切な支援を行うことができるよう、特別支援教育についての専門性の習得を進めていきます。

○学校施設のバリアフリー化など教育環境の整備については、米子市教育振興基本計画に基づき取り組むとともに、障がいのある児童・生徒の障がいの種類や状況、程度に応じた施設の整備や合理的配慮の提供を行います。

③　生涯学習の充実

○障がいのある人が地域において生きがいのある社会生活を送るための、さまざまな学習機会の提供に努めます。

○講演会や研修会などへの手話通訳者や要約筆記者の配置を促進するなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。

④　障がい及び障がいのある人への理解の促進

~~○障がいのある人をひとくくりで見るのではなく、その人自身を見て接することを基本とし、すべての人が、多様な障がいの特性や障がいのある人についての理解を深め、その特性に応じた配慮や手助けなどができるようになることを目指し、市民への「あいサポーター研修」をはじめとする学習機会の提供や啓発を推進します。~~

⇒（４）③に移動

○「心のバリアフリー」の実現に向けて、学校における障がいのある児童や生徒と、障がいのない児童や生徒が共に社会の中で生きていく仲間として何ができるのか、ということを考える機会となるよう、お互いの交流及び共同学習等を推進します。

(10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援

【基本的な考え】

障がいのある人が芸術や文化活動に親しむことは、障がいのある人の生活を豊かにするばかりでなく、自己実現や社会参加の促進につながるとともに、市民の障がいや障がいのある人に対する理解を深めるためにも、大きな意味があります。

また、障がいのある人がスポーツやレクリエーション活動を通じて、体力の増強や交流、余暇の充実等を図るため、体育施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者スポーツを通じて障がいと障がいのある人への理解が促進されるよう取り組みます。

【取組方針】

① 文化芸術活動への支援

○障がいのある人それぞれが個性や才能をいかしながら文化や芸術に親しみ、創作活動が行えるよう支援します。

○平成 26 年度から開催している「共に生きるアート展」への参加事業所や出品者は、年々増加しています。今後も引き続き開催し、障がいのある人の文化芸術活動への支援を行い、障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、障がいの有無を問わず、より多くの市民を巻き込むことにつながる発表の場を提供します。

○平成 30 年に施行された「障害者による芸術文化活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を通じて個性や能力を発揮し、多様な活動に参加する機会を確保することで社会参加の促進を図ります。

○「読書バリアフリー法」が令和元年に施行されたことを踏まえ、みえない・みえにくい人はもとより、視覚による文章等の認識が困難な発達障がいや身体障がいのある人などについても、点字や音声等により読書を楽しむことができるよう体制整備を推進します。

② スポーツに親しむための支援等

○米子市スポーツ推進計画に基づき、障がいのある人がスポーツに親しむことが身近なものとなるよう、ハード・ソフト両面から取り組みます。

○障がいのある人はもとより、障がいの有無に関わらず、スポーツに親しむことができるよう、市の体育施設等について、障がいに配慮した環境の整備を進めます。この取組の一環として、令和９年度供用開始に向け、現在建築作業中の米子新体育館について、障がいのある人にとって利用しやすい施設とする水準設定（体育館の新設にあたり市が要求する施設整備水準及びサービス水準。建築事業者はこの水準を遵守する必要がある）を設けるなど、環境整備のための取組を行います。

○障がいのある人がスポーツを始める機会づくりのための広報を行うとともに、体育施設の使用料減免制度の周知を図ります。

○障がいのある人のスポーツによる体力増強や交流について、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズにおいて、車イスバスケットボールやボッチャなどの多様な障がい者スポーツの普及に継続して取り組みます。

○「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」など、障がいのある人とない人が、スポーツを通じて相互に交流できる取組を支援します。

○パラリンピック競技大会[13]をはじめ、聴覚障がいのある人たちのデフリンピック競技大会[14]や、知的障がいのある人たちのスペシャルオリンピックス世界大会[15]など、障がいのある人たちの活躍を広く市民に周知します。

[13] パラリンピック競技大会／オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障がい者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

[14] デフリンピック競技大会／４年に一度行われる聴覚障がい者の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

[15] スペシャルオリンピックス世界大会／４年に一度行われる知的障がい者のスポーツの大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。